

東京五輪特別仕様ナンバープレートの 制度設計について

国土交通省自動車局
平成28年2月

概要

- ・オリンピックに向けて国民的機運の醸成、意識の高揚を図る観点から、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様のデザインを施した自動車のナンバープレートを期間限定（2020年までの間）で希望する者に対し、全国において交付する。
- ・当該ナンバープレートの交付に合わせて寄付金を募集し、その収入を大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上（バス・タクシー等のバリアフリー化）に充てることを検討中。

<他国における過去の実施例>



2010年バンクーバー五輪
(カナダ：ブリティッシュコロンビア州発行)



1996年アトランタ五輪
(アメリカ：ジョージア州発行)

検討体制

- ・自動車ユーザーが希望に応じて、図柄入りナンバープレートに交換できる制度を創設する「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立。
- ・東京五輪特別仕様ナンバープレートの実施に向けた具体的な方策を検討するため、本部長・本部長代理（副大臣）、副本部長（大臣政務官）、本部員（事務次官、技監、国土交通審議官、関係局長等）から構成される「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を平成26年2月に設置し、基本スキーム、交付方法、デザインの決定方法等について検討を行っているところ。
- ・東京五輪特別仕様ナンバープレートについては、これまでの「地方版図柄入りナンバープレート制度検討会」における検討事項の結論を取り入れつつ、図柄入りナンバープレートに関する知見を有する委員による議論を踏まえながら検討を行い、引き続き「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」において、検討を行う予定。

○ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議

大会開催基本計画(大会組織委員会において作成し、IOCに提出)

「大会開催基本計画の推進等円滑な準備に向けて国の対応が期待される事項」
第1回閣僚会議(平成26年4月22日開催)資料<抜粋>

8. その他

③記念自動車ナンバープレートの発行

※ 「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法」の施行に伴い、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議」は、同法に基づく「東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部」に改組され、閣僚会議にて検討・決定された事項は、推進本部に引き継がれた。

○ 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の
推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)

2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会に向けた政府の取組(平成27年11月27日)<抜粋>

1. 大会の円滑な準備及び運営

⑧その他

○記念自動車ナンバープレートの発行検討:国土交通省

自動車ユーザーの希望に応じて、図柄入りナンバープレートに交換できる制度を創設する「道路運送車両法及び自動車検査独立行政法人法の一部を改正する法律」が平成27年6月に成立。また、「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」において、現在、実施に向けた具体的方策を検討するとともに、関係者との調整を実施中。

- 東京五輪特別仕様ナンバープレートの制度設計に当たっては、これまでの地方版図柄入りナンバープレートに関する議論の成果を踏まえ、基本的には、地方版図柄入りナンバープレートの制度設計を踏襲することとし、東京五輪特別仕様ナンバープレート特有の事項については、交付の趣旨等を踏まえつつ、個別に検討する。

〔検討事項一覧〕

検討事項①：東京五輪特別仕様ナンバープレートの交付地域の単位について

参考：「地方版図柄入りナンバープレートの交付地域の単位について」

検討事項②：東京五輪特別仕様ナンバープレートの対象車種について

参考：「地方版図柄入りナンバープレートの対象車種について」

検討事項③：東京五輪特別仕様ナンバープレートの図柄の提案主体について

参考：「図柄を提案する地方自治体の考え方について」

検討事項④：東京五輪特別仕様ナンバープレートの図柄の選定基準について

参考：「提案された図柄の選定基準について」

検討事項⑤：東京五輪特別仕様ナンバープレートの図柄の数について

参考：「一地域から提案される図柄の数について」

検討事項⑥：東京五輪特別仕様ナンバープレートの寄付金を充てる事業の範囲の考え方について

参考：「寄付金を充てる事業の範囲の考え方について」

検討事項⑦：東京五輪特別仕様ナンバープレートの寄付金の募集・配分の方法について

参考：「寄付金の募集・配分の方法について」

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 交付地域の単位については、現行のナンバープレートの地域名表示単位(116地域)を最小の単位とする。

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 現行のナンバープレートの地域名表示単位(116地域)を単位とする。
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、国家的なイベントであるため、地域名表示単位のすべて(全国)で交付する。

参考:2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)(抄)

(「復興五輪」・日本全体の祭典)

同時に、大会の開催により、世界各国からアスリート、観客が日本に集まり、海外メディアにより広く報道され、世界の注目が日本に集まることになる。この機会を国全体で最大限いかし、「復興五輪」として、東日本大震災からの復興の後押しとなるよう被災地と連携した取組を進めるとともに、被災地が復興を成し遂げつつある姿を世界に発信する。また、スポーツ、文化・クールジャパンその他の様々なイベントを通じてオールジャパンで日本の魅力を発信し大会の開催に向けた機運の醸成を図るとともに、外国人旅行者の地方への誘客拡大による観光振興、大会に関連した事業やイベントへの地方の企業、団体及び個人等の参画拡大等を推進する。こうした取組を通じて、大会を国民総参加による日本全体の祭典とし、北海道から沖縄まで、全国津々浦々にまで、大会の効果を行き渡らせ、地域活性化につなげる。

検討事項②：東京五輪特別仕様ナンバープレートの対象車種について

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 対象車種については、費用対効果等の観点から、まずは、現行の希望番号制度の対象となっている登録自動車(自家用、事業用)と軽自動車(二輪を除く)(自家用)とする。

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 地方版図柄入りナンバープレートと同様に、現行の希望番号制度の対象となっている登録自動車(自家用、事業用)と軽自動車(二輪を除く)(自家用)を対象とする。

検討事項③：東京五輪特別仕様ナンバープレートの図柄の提案主体について

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 図柄の提案については、
 - ・ ナンバープレートの地域名表示に含まれる市区町村のすべてが合意した上で、共同で行う
 - ・ 都道府県の地理的範囲が地域名表示の範囲と合致する場合などにおいては、市区町村の合意を得た上で、都道府県からの提案を認めることとする。

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 東京五輪特別仕様ナンバープレートの図柄は、大会開催に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図る観点から、国民に理解の得られる方法により選考する。
- 具体的な図柄の選考方法については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のエンブレムを使用することから、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会と調整することとする。

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 図柄入りナンバープレートは、現行制度に加えて図柄を入れることを基本とする。よって、地方自治体が提案できる範囲は図柄のみとし、その提案された図柄の選定基準は、ナンバープレートの公的な性格に鑑み、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていることのほか、次の基準を満たしていることとする。

(図柄の選定基準)

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く) 等

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 図柄は、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催記念であること等のテーマを表現したものであることのほか、ナンバープレートに記載された番号等の視認性が確保されていることその他のナンバープレートの公的な性格に鑑み、次の基準を満たしていることとする。

(図柄の選定基準)

- ・ 政党その他の政治団体、宗教に関連するものでないもの(ただし、歴史的、文化的又は美術的な価値を有するものその他ナンバープレートの図柄とすることにつき、広く国民の理解を得られるようなものを除く)
- ・ 特定の企業の営利活動を目的とするものでないもの(ただし、国民[※]に広く受け入れられているものを除く。)
- ・ 個人、団体の名誉を傷つけるおそれがあるものでないもの
- ・ 国の利益や他国又は国際機関との信頼関係が損なわれるものでないもの
- ・ 特定の人物をモチーフとするものでないもの(ただし、国民に広く親しまれ、歴史的にもその評価が定まっている人物を表象するものを除く)
- ・ 他者の権利を侵すもの(商標登録など)でないもの
- ・ 公序良俗に反するおそれがあるものでないもの
- ・ その他ナンバープレートの公的な性格にふさわしくないものでないもの

※地方版図柄入りナンバープレートの制度設計においては、図柄の選定基準について「(ただし、その地域に関連するものであって、当該地域住民に広く受け入れられているものを除く。）」とされているが、東京五輪特別仕様ナンバープレートについては、「(ただし、国民に広く受け入れられているものを除く。）」とする。

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 一地域から提案される図柄の数については、
 - ・ 提案の受付から選考・交付開始まで、特に視認性の確認において相当の期間を要すること
 - ・ ユーザーへのアンケート調査結果において、「まずは地域の特色を活かしたものに限定した方が良い」との意見が半数を超えていること等から、基本的には、少なくとも制度導入当初は一地域において提案できる図柄は1種類とする。
- また、各地域における図柄の数を複数にすることについては、その各地域における地方版図柄入りナンバープレートの導入状況や交付枚数の推移を踏まえた上で、提案を可能とする。

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 図柄の数については、視認性の確認等の観点から、できる限り少ないほうが望ましいと考えられる。
- 一方で、東京五輪特別仕様ナンバープレートは、大会開催に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図ることのほか、募集される寄付金を大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上に充てることを目的としている。
- このため、東京五輪特別仕様ナンバープレートは、大会開催に向けた国民的機運の醸成や意識の高揚を図ることを目的とする寄付金なし図柄入りナンバープレート1種類のほか、大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上に充てることを目的とする寄付金付き図柄入りナンバープレート1種類の合計2種類を交付する。



地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性(改正案)

- 上記の東京五輪特別仕様ナンバープレートの方向性を踏まえ、制度導入当初に一地域において提案できる図柄の数については、以下のいずれかとする。
 - ・ 地域の一体感醸成等を目的とする図柄入りナンバープレートの交付を選択する場合には、寄付金なし図柄入りナンバープレート1種類を提案することとする。
 - ・ 地方自治体において寄付金付き図柄入りナンバープレートの交付を選択する場合には、寄付金なし図柄入りナンバープレート1種類のほか、自動車ユーザー等に裨益するものであって、単年度で支出の効果が発現するものに充てることを目的とする寄付金付き図柄入りナンバープレート1種類の合計2種類(寄付金付きのみの1種類は認めない。)を提案することとする。

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 地方版図柄入りナンバープレートの交付に合わせて寄付金を募集するか否かについては、提案する地方自治体を選択する。
- 寄付は、自動車ユーザーの善意により、寄付金の募集・配分を行う組織(検討事項⑦にて詳述)に対して、直接に、あるいは図柄入りナンバープレートの交付申請の際に合わせて行われることが想定される。また、寄付金の総額が、交付枚数等に連動して年度毎で増減することも想定される。
したがって、寄付金は、自動車ユーザー等に裨益するものであって、単年度で支出の効果が発現するものに充てることとする。
例えば、
 - ・ 地域における自動車交通サービスの改善・利用促進に資する事業(リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの導入、公共交通機関の利用の啓発等)
 - ・ 観光振興に資する事業(臨時バスの運行、周遊パスの発行等の輸送の円滑化、輸送力の強化を伴うイベント等の経費等)
 - ・ 交通事故の被害者救済(一時金等)
 等が考えられる。
- 提案主体となる地方自治体が、あらかじめ、寄付金の使途を明らかにした上で、図柄入りナンバープレートに関する地域の自動車ユーザーの需要動向や寄付金を活用した事業の効果等を検証し、これらについて図柄と事業を合わせて提案する。

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 寄付金の使途については、「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」に記載された、大会開催に向けて必要となる交通サービスの整備促進・利便性向上に充てる。

(交通サービスの整備促進・利便性向上の例)

- ・リフト付きバスの導入
- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入
- ・BRT※の整備
- ・高速バス等における多言語対応券売機の導入 等

リフト付きバス



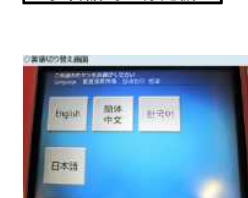
UDタクシー



BRT



多言語対応券売機



※ BRT(Bus Rapid Transit)は、連節バス、PTPS(公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステム

参考：2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針（平成27年11月27日閣議決定）（抄）

3. 大会の円滑な準備及び運営

②アスリート、観客等の円滑な輸送及び外国人受入れのための対策

アスリート、観客等や貨物等の円滑な輸送のため、首都圏空港の機能強化、空港アクセスの改善、道路・交通インフラの整備等を推進する。その際、大会の競技会場とその周辺が、東京の人流・物流の中枢に位置し、その機能の維持が重要であることに十分留意しつつ、交通総量を抑制するための諸対策を推進する等、大会の開催が一般交通及び市民生活に与える影響を最小限に抑えるよう配慮する。

首都圏空港（羽田・成田）の機能強化については、羽田空港における飛行経路の見直し等を含む機能強化方策の具体化に向けた取組を進めるとともに、バリアフリー化等を通じて空港アクセスをはじめとする鉄道・バス等の利便性向上を進める。

道路・交通インフラについては、大会時における渋滞が緩和され、人流・物流が円滑に行われるよう、東京臨海部をはじめとする関連インフラの整備等を推進する。特に、大会関係者の輸送については、オリンピック・パラリンピックレーンの設置に向けて、関係機関が連携して検討を進める。

また、CIQ体制の強化その他の外国人の受入れのための対策については、人的・物的な体制の整備を推進するとともに、多言語対応の強化、無料公衆無線LANの環境整備などの社会全体のICT化の推進、宿泊施設の供給確保に向けた対策、医療機関への外国人患者受入環境整備、外国人来訪者等への救急・防災対応、無電柱化、海外発行クレジットカード等の決済環境等の改善を推進する。

地方版図柄入りナンバープレートにおける制度設計の方向性

- 寄付金付き地方版図柄入りナンバープレートの交付における寄付金の募集・配分を行う組織について、以下の要件を全て満たすものとする。
 - ・ 寄付金の配分を効率的・専門的に行うための仕組み、寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保
 - ・ 既存の公的な助成制度との関係の整理
 - 全国の各地方自治体から提案された事業に対して、効率的に寄付金の募集・配分を行い、寄付目的に沿った寄付金の適正な管理等を行う観点から、国又は地方自治体以外で非営利の組織が全国一元的・専門的に寄付金の募集・配分を行う。
 - 寄付金の配分に係る透明性・公平性の確保の観点から、寄付金の募集・配分を行う組織に設置された第三者機関(以下「第三者機関」という。)が、配分する事業、事業の効果、配分額等を審査する。
 - ・ 寄付金の使途・配分について地域の意思を反映する方法
 - 寄付金の募集・配分を行う組織は、寄付金の募集・配分を決定するに当たり、提案主体である地方自治体から意見聴取を行う。
 - ・ 寄付金の配分に係る検証
 - 寄付金の募集・配分を行う組織は、事後的に提案主体である地方自治体から事業の報告を求め、第三者機関が検証を行う。
 - ・ ナンバープレート交付業務との連携や寄付金に係る税制優遇等、ユーザーが寄付を行いやすくするための仕組み
 - 自動車ユーザーが寄付を行いやすくするため、寄付をナンバープレートの交付申請と同時に行うことを可能とする。
 - 寄付金に係る税制上の特例措置が受けられるよう、寄付に対する受領証明書を発行する。

東京五輪特別仕様ナンバープレートにおける制度設計の方向性(案)

- 東京五輪特別仕様ナンバープレートの寄付金の募集・配分を行う組織は、図柄入りナンバープレートの寄付金の募集・配分に係る専門性を活かす観点から、地方版図柄入りナンバープレートと同一の組織とする。
 - ※東京五輪特別仕様ナンバープレートにおいては、地域ではなく、整備促進・利便性向上の対象となる交通サービスを提供する事業者等からの意見聴取を行う。

寄付金の募集・配分のフロー（イメージ）

